

第1章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

少子化や地域コミュニティの希薄化、核家族化の進行などにより、子どもや子育ての環境が大きく変化する中、国においては、2012(平成 24)年8月に、子ども・子育て支援法を始めとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度が始まりました。

新制度では「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が求められており、中津市では「第1期なかつ子ども・子育て支援事業計画」(平成 27年3月策定)に基づき、子ども・子育て支援施策を推進してきました。

こうした中、国は、2016(平成 28)年に「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、待機児童解消に向けた取組を加速化させました。

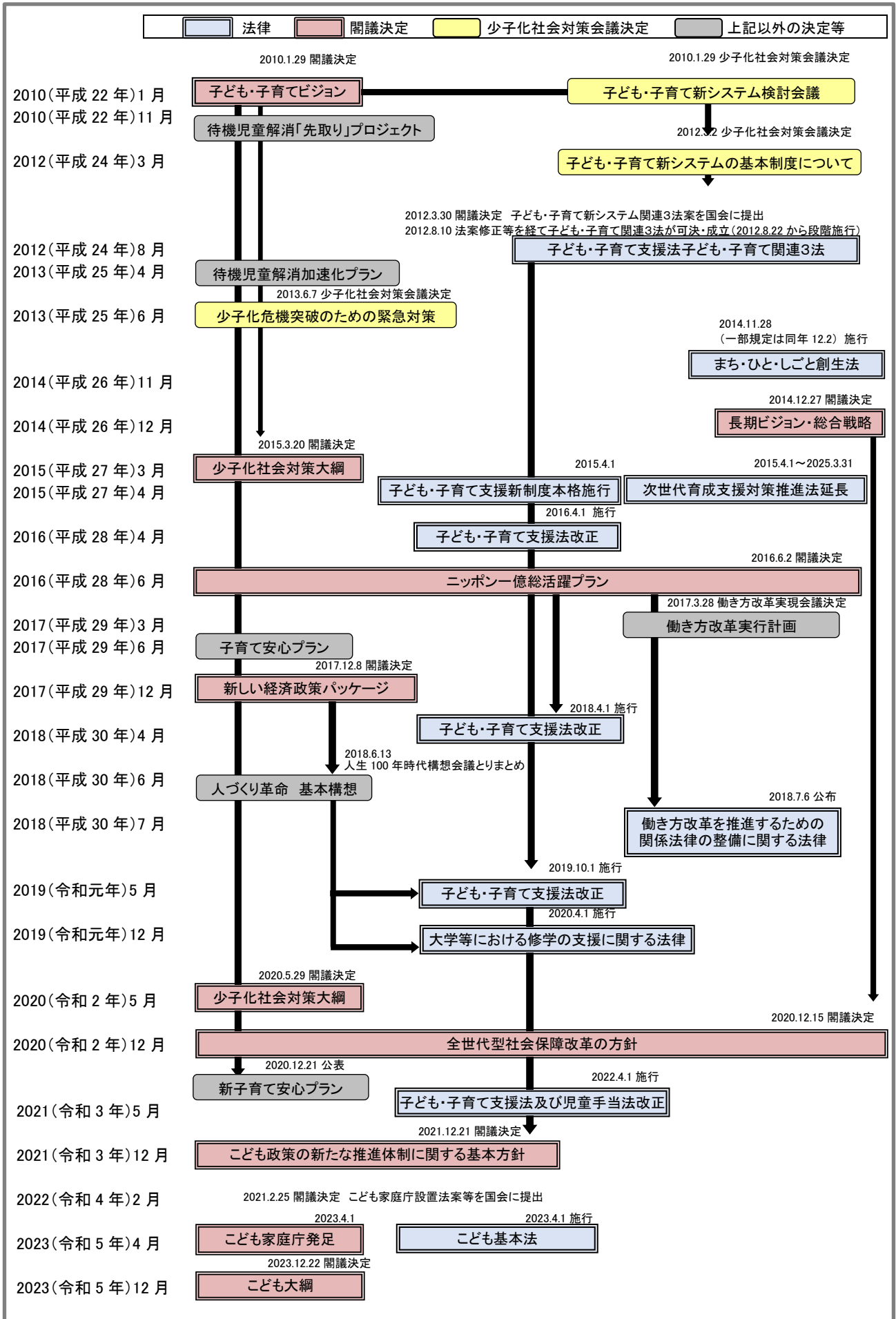
また、放課後児童対策として令和元年に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの受け皿整備などを推進しているほか、子育て世帯の負担軽減として、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しています。

中津市においては、令和2年3月に「第2期なかつ子ども・子育て支援事業計画」を策定し、チャイルド・ファーストの視点を第一に、こどもを産み育てやすい「みんなが子育てしたくなるまちづくり」をこれまで推進してきました。

さらに国では、令和5年4月に、幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進し、社会全体でこどもの成長を後押しするため「こども家庭庁」を創設するとともに、「こども基本法」が新たに施行され、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずることや、「市町村こども計画」の策定が求められているところです。

今回、第2期計画期間が令和6年度で満了を迎えることから、国の動向や中津市の実情を踏まえ、「第2期なかつ子ども・子育て支援事業計画」に「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」及び「子ども・若者計画」を包含した「中津市こども計画」を策定します。

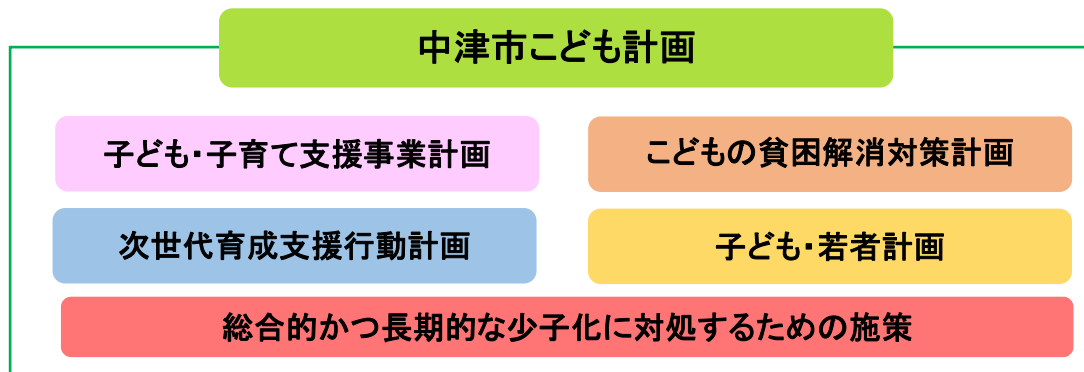
これまでの少子化対策



2 計画の性格

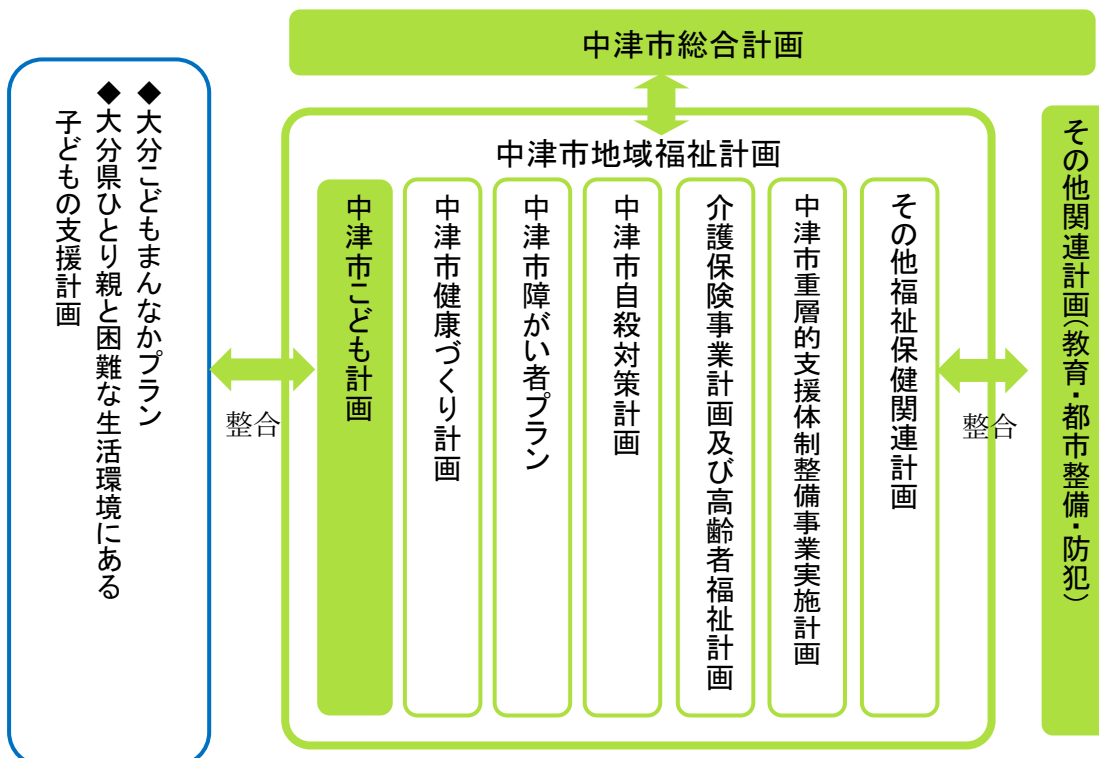
市町村子ども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができることから、中津市子ども計画は次の子育て関連計画を一体的に策定するものとします。

- ①子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ③こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「こどもの貧困解消対策計画」
- ④子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」
- ⑤少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策



3 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である総合計画「なかつ安心・元気・未来プラン 2017」をはじめ、本計画の上位計画にあたる「地域福祉計画」、その他「中津市重層的支援体制整備事業実施計画」等の福祉関連計画等と整合性を図りながら策定したものです。



4 計画期間

本計画の期間については、令和7年度を開始初年度とし、令和11年度までの5年間とします。制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況の評価、進捗状況の点検を行ない、令和11年度に計画の見直しを行うものとします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう、計画と実績の乖離の状況等を注視しながら、必要に応じて、中間年度（令和9年度）に見直しを行う等弾力的な対応を図ります。

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
第2期中津市子ども・子育て支援事業計画									
					第1期中津市こども計画				
							中間見直し		計画見直し

5 策定体制

(1) 中津市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「中津市子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定します。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、住民のニーズや意識、こども本人の意見等を盛り込む必要があります。そのため、中津市内に在住する就学前児童（0～5歳）のいる世帯及び小学校児童（小学1年生～5年生）のいる世帯を対象にその量的及び質的なニーズを把握するため子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査を実施するとともに、中学校2年生の生徒本人に対し、生活実態等のアンケート調査を実施しました。

◆調査期間：令和5年11月24日～令和5年12月15日

◆調査方法：オンライン調査にて実施

◆調査対象

対象者	配布数	回答数	回答率
就学前児童の保護者	2,787	1,071	38.4%
就学児童保護者	2,956	1,684	57.0%
中学2年生	770	549	71.3%

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんから意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。実施期間については、以下のとおりです。

◆実施期間 令和6年12月19日～令和7年1月20日